第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

(6)　調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

別紙様式第一号を次のように改める。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)		
１ａ＋２－１ｃ－26	普通株式に係る株主資本の額	
１ａ	うち、資本金及び資本剰余金の額	
2	うち、利益剰余金の額	
１ｃ	うち、自己株式の額（△）	
26	うち、社外流出予定額（△）	
	うち、上記以外に該当するものの額	
１ｂ	普通株式に係る新株予約権の額	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	
5	普通株式等Tier１資本に係る調整後少数株主持分の額	
6	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)	
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)		
８＋９	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	
11	繰延ヘッジ損益の額	
12	適格引当金不足額	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	
15	退職給付に係る資産の額	
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	
19＋20＋21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	